

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

医療法人若葉会 六甲病院 薬剤科

2023/10

1. 目的

患者への薬学的ケアの充実と、形式的な問い合わせにおける待ち時間の短縮、処方医師の負担軽減を図る目的で、事前合意の締結により、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項(処方箋による調剤)に規定する医師の同意が得られたものとして扱い、本取り決めに運用することとする。

また、本取り決めの実施にあたっては、薬剤師が患者に対して十分な説明(適正な服用・使用方法、安定性、価格等)を行うことによって患者の同意が得られ、患者に不利益が生じないことを条件とする。

2. 問い合わせ不要項目(詳細は別紙参照)

- ① 成分名が同一の銘柄変更
- ② 剤形の変更
- ③ 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更
- ④ 規格の変更
- ⑤ 処方日数・個数の適正化(延長は不可)
- ⑥ 一包化・半割・粉碎・混合調剤
- ⑦ 外用薬の用法追記

※院外処方箋の各種変更不可欄にチェックがないことを前提とする

※麻薬は本プロトコルの対象外とする

3. 処方変更・調剤後の連絡

上記 2 に基づき処方変更して調剤した場合は、その内容を FAX にて報告して下さい。

オーダーリングシステム内の処方修正が必要と判断した場合は、次回からの処方に反映させます。

(ただし、一般名処方に基いて調剤した場合、および後発品医薬品の変更は、FAX での報告は不要です。銘柄等について、「お薬手帳」による情報提供を徹底して下さい。)

また、過去に疑義照会された患者様で、同じ内容の疑義照会が生じた場合の問い合わせも不要と致します。

※残薬調整の場合は、服薬アドヒアランスに問題が生じている可能性もあるため、当院 HP にある「残薬に関する服薬情報提供書」を用いて、必ず情報提供をお願い致します。

4. 各種問い合わせ窓口

六甲病院 薬剤科

電話:078-851-8558(代表)、FAX:地域連携室 078-851-8656

受付時間:平日 8 時 30 分~17 時 15 分

【問い合わせ不要項目詳細】

① 成分名が同一の銘柄変更

- ・先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品への変更も可
- ・一般名処方マスタが削除になった医薬品から別の銘柄への変更も可
- ・適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること

例 1: フォサマック錠 35mg → ボナロン錠 35mg
 例 2: アレンドロン酸錠 35mg「トワ」 → フォサマック錠 35mg

② 剤形の変更

- ・用法・用量が変わらない場合のみ可
- ・軟膏剤からクリーム剤、クリーム剤から軟膏剤の変更は不可とする
- ・安定性、利便性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと
- ・湿布に関しては患者から変更の希望があった場合のみとする

例 1: ビオフェルミン R 散 → ビオフェルミン R 錠
 例 2: アムロジピン OD 錠 5mg → アムロジン錠 5mg
 例 3: アルダクトン A 錠 25mg0.2 錠 → アルダクトンA細粒 10%0.05g
 例 4: ロキソプロフェンテープ 100mg14 枚 → ロキソプロフェンパップ 100mg14 枚

③ 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更（先発品類似剤形への変更を含む）。

- 一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とする(先発・後発は問わない)
- ・錠剤（口腔内崩壊錠を含む）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤
 - ・散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）
 - ・液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

④ 規格の変更

- ・別規格製剤がある場合に規格の変更可(規格により適応が異なる場合を除く)
- ・合計処方量が変わらない場合のみとする
- ・湿布薬の枚数変更については、枚数がほぼ同じになる袋単位の変更可(計 63 枚を超えないこと)

例 1: 20 mg 錠 1 回 2 錠 → 40 mg 錠 1 回 1 錠
 例 2: 20 mg 錠 1 回 0.5 錠 → 10 mg 錠 1 回 1 錠
 例 3: 軟膏(5g)2 本 → 軟膏(10g)1 本
 例 4: ゼポラスパップ 40mg 35 枚 → 6 枚×6 袋 計 36 枚

⑤ 処方日数・個数の適正化(延長は不可)

・薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること
(外用剤の数量変更を含む)

例: マグミット錠 330 mg 30 日分 → 16 日分 (残薬が 14 日分あるため)

※当院 HP にある「残薬調整トレーシングレポート」を用いて報告をして下さい。

・ビスホスホネート製剤等の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化 (処方間違いが明確な場合)

例: アクトネル錠 17.5 mg (週 1 回製剤) 1 錠/分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

・「1 日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化 (処方間違いが明確な場合)

⑥ 一包化・半割・粉碎・混合調剤(安定性データが担保されていること)

・一包化の指示がなくても、以下の理由がある場合は一包化可とする(抗腫瘍剤、およびコメントに一包化不可とある場合は除く)

➤ 患者や家族が希望する場合

➤ アドヒアランス不良で一包化することによりアドヒアランスが向上すると判断した場合

➤ 手先が不自由である等の理由により一包化が望ましい場合※上記以外の理由は、合意範囲外とする

・アドヒアランス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)も可とする(抗腫瘍剤、催奇形性を有する薬剤を除く)

例 1: ダイフェン配合錠 1 錠 → ダイフェン配合錠 0.5 錠×2

例 2: ワーファリン錠 1 mg 3.5 錠 → ワーファリン錠 1 mg 3 錠
+ワーファリン錠 0.5 mg 1 錠

⑦ 外用剤の用法追記(処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」「適時」が選択されている)

・患者が直接医師から指示を受けており、適用回数、適用部位、適用タイミング等が口頭で伝えることができる場合は問い合わせ不要とする